豊川市地域公共交通計画
＜ 概 要 版 ＞

豊川市　令和３年３月

１．豊川市地域公共交通計画とは

●背景と目的

豊川市は平成２３年３月に公共交通に関する基本計画である「豊川市地域公共交通総合連携計画」（平成２３年～令和２年度）を策定し、合併後の市域一体化を図るため、豊川市コミュニティバスを１０路線運行し、市民の移動の足を支えています。

連携計画策定以後、「交通政策基本法」の制定や「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正などにより、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークを再構築することなどが求められるようになったことから、平成２８年３月に豊川市地域公共交通網形成計画を策定しました。また、平成２９年２月には、人口の急激な減少と高齢化を背景としてコンパクトなまちづくりを推進するため、豊川市立地適正化計画を策定しています。

豊川市地域公共交通網形成計画は令和２年度で期間満了を迎える中、より一層まちづくりと一体となった公共交通網の構築を目指すため、豊川市地域公共交通計画を策定します。

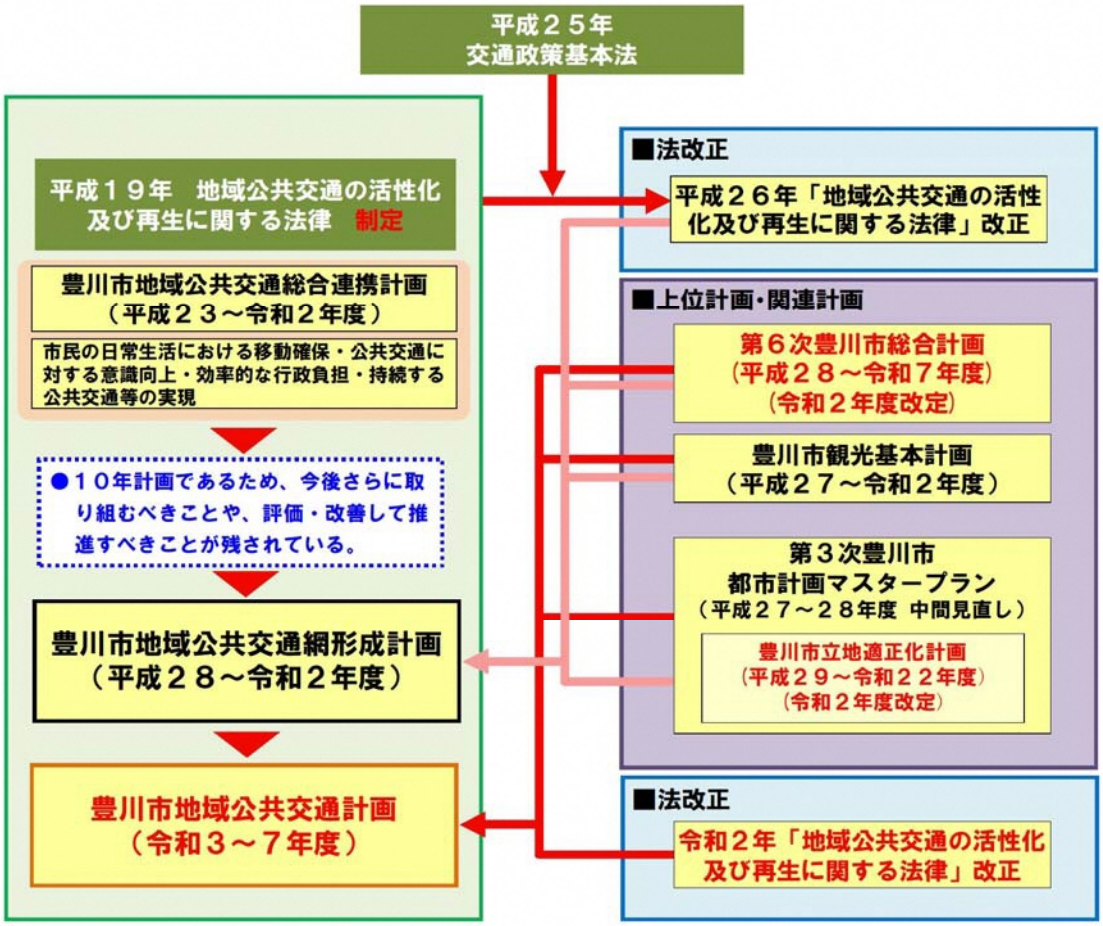

●位置づけ

豊川市地域公共交通計画は、上位計画である第６次豊川市総合計画に示される施策の方針を踏まえるとともに、関連計画である豊川市都市計画マスタープラン、豊川市立地適正化計画や豊川市観光基本計画と整合を図るものとします。

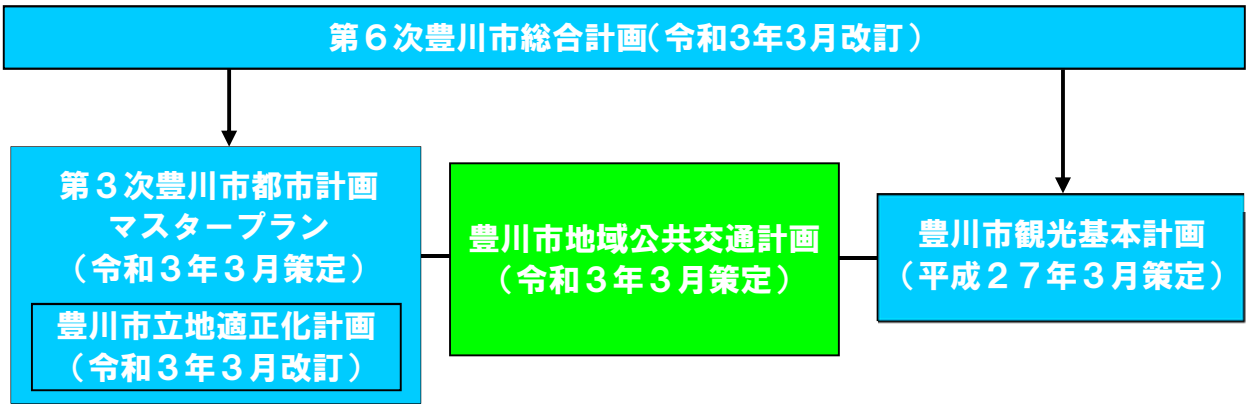

2．豊川市地域公共交通網形成計画の総括

●豊川市地域公共交通網形成計画の取組状況

項　目		概　要	これまでの主な取組
バス交通関連事業	①　基幹路線の改善・運行	通院・買い物目的などの日中の移動ニーズへの対応	平成２８年１０月より、見直し路線で運行
		通勤・通学目的の移動ニーズへの対応	一部の通学移動に対応
	②　地域路線の運行	通院・買い物目的など日中の移動ニーズに対応し運行	現在４路線で運行
	③　交通結節点の整備	ベンチ、屋根、照明等の整備	豊川体育館前バス停にベンチを設置 標準的なバス情報フォーマット作成 オープンデータ化及び乗換案内コンテンツプロバイダへの掲載
		乗継情報の提供 運行情報提供システムの導入 バリアフリー化の推進	
利用促進関連事業	④　バリアフリー対応車両の導入	バリアフリー対応車両の導入	運行開始時よりバリアフリー対応車両を導入し、事前予約により車いすスペースを確保
	⑤　バス停待合環境改善	ベンチ、屋根、照明等の整備	ベンチは４支所とゆうあいの里の５箇所に寄贈により設置
		運行情報提供システムの導入	標準的なバス情報フォーマット作成
	⑥　新たな料金体系制度の導入	広域･基幹･地域路線との間で乗継割引を導入	平成２８年１０月より、共通１日フリー乗車券を導入
		広域･基幹･地域路線の一体的な料金体系の導入	平成２８年１０月より、２ゾーン運賃制から３ゾーン運賃制に見直し
	⑦　新たな料金支払い方式の導入	１日乗車券・定期券・ＩＣカードの導入	平成２８年１０月より、共通１日フリー乗車券を導入
	⑧　公共交通案内の充実	公共交通マップ、時刻表等の作成	路線の見直しに合わせて、適宜更新
	⑨　周知・広報活動の実施	ホームページ、チラシ、ポスターなどによる周知 イベント開催による啓発	ホームページ、広報とよかわに情報を提供 平成２８年１０月の路線見直しに合わせて、周知ポスターを作成
	⑩　利用促進活動の実施	イベント開催・モビリティマネジメント実施による啓発	夏休み路線バス探検キャラバン、夏休み小学生５０円バス、豊川市コミュニティバス体験乗車会及び乗り方教室等を実施
	⑪　事業評価の実施	各種の調査を行い、事業の評価を実施	豊川市地域公共交通計画策定に向けて、令和元年度に評価を実施

3．豊川市地域公共交通網形成計画の取組の成果・評価

●市内バス路線の運行開始前との比較

【取組の評価】

取組の評価は、平成２５年度調査と比べて、全体的に高くなっています。

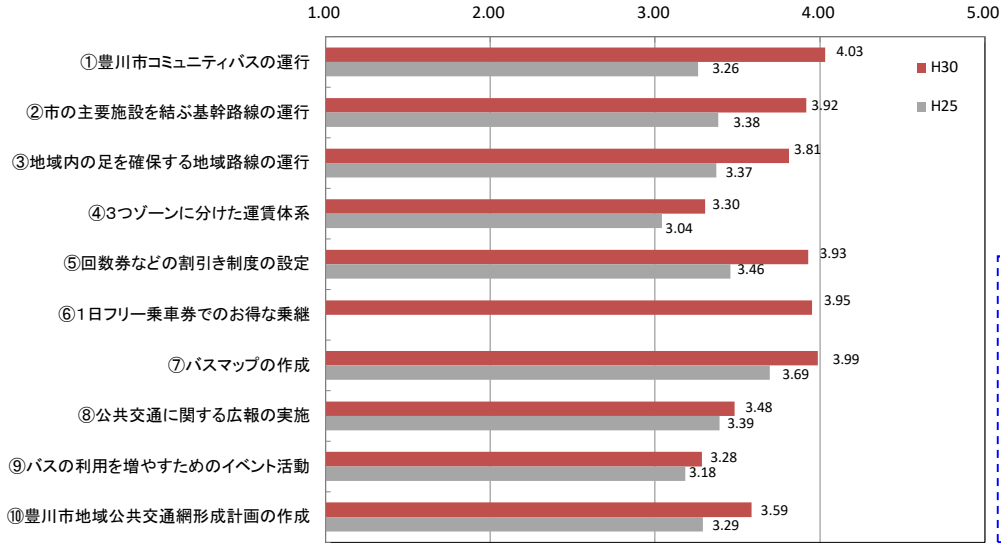

評価：高く評価→５点、やや評価→４点、あまり評価しない→２点、全く評価しない→１点、分からない→０点　として各設問の平均点を算出した。

【バスの満足度】

豊川市コミュニティバスに対する満足度は、平成２５年度調査と比べて、全体的に高くなっています。

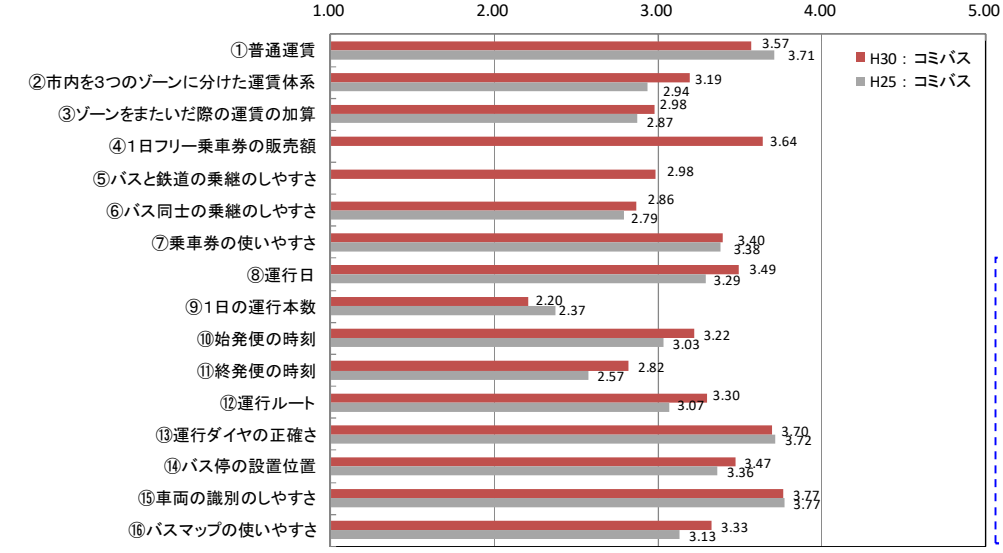

評価：とても満足→５点、満足→４点、ふつう→３点、悪い→２点、とても悪い→１点、分からない→０点　として各設問の平均点を算出した。

【豊川市コミュニティバスの利用者数の推移】

豊川市コミュニティバスの利用者数は年々増加しており、平成２８年１０月の路線・運賃体系変更後は利用者数が増加しています。

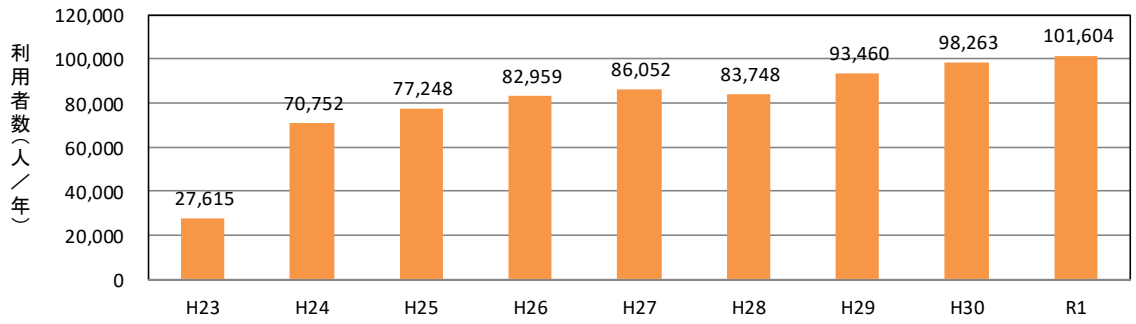

●豊川市地域公共交通網形成計画の目標の達成状況

目　　標		令和２年度の目標値	令和元年度実績	達成度
目標１	市内を運行するバス路線※の利用者数の増加	１３万人/年	１０.１万人/年	**７８％**
目標２	公共交通の利便性の市民満足度の向上	５２％	３９.３％	**７６％**
目標３	地域主体で検討したバス路線の運行実施地域数の増加	６地域	４地域	**６７％**
目標４	市内を運行するバス路線の収支率の向上	１７％	１１.９％	**７０％**

※「市内を運行するバス路線」については、市内と市外を結ぶバス路線は除きます。

４．豊川市地域公共交通計画策定に向けた課題の整理

現状や豊川市地域公共交通網形成計画の検証から解決すべき課題を４つに集約しました。

No	課　題
1	**各公共交通（電車・バス・タクシー）が連携した効率的かつ持続可能な公共交通網の確保が必要** ・豊川市コミュニティバスの利用者１人あたりの公費負担額は高い水準にあること、運輸に係る人材不足や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う公共交通機関の利用者数の減少などを踏まえ、各公共交通の連携により、さらなる効率的な公共交通網の構築が課題です。
2	**わかりやすく、利用者層や地域ごとの移動ニーズに対応する公共交通網の確保が必要** ・今後、人口減少、生産年齢人口減少、高齢者人口の増加の進展が見込まれます。バス利用者は高齢者が多く、高齢者ほど免許保有率は低いため、移動支援の強化が必要となっています。一方、これまでの市内のバス路線は利用ニーズと路線体系が合っていない地域がみられ、一部は路線の乗継でカバーしている現状にあります。各公共交通の連携を図る中、乗継利用のわかりやすさの確保と、利用ニーズに合った公共交通システムの導入が課題です。
3	**公共交通だけでは解決できない課題に対し、都市計画、観光計画や福祉計画等の他計画施策との連携強化や、様々な主体が関わる移動手段の構築が必要** ・公共交通の利便性を市民全体が享受できるようにするには、まちづくり（都市計画）と連携した施策が課題です。これまでの定時定路線型の交通システムだけで全てをカバーすることは困難であることから、それ以外の効率的な公共交通システムでの補完に向けて、行政、交通事業者、市民・地域・利用者が関わり検討することが課題です。
4	**市民はもとより市外からの来訪者にも、そして多世代にも利用してもらえるよう、多様な情報発信の強化を図ることが必要** ・バスの認知度は、バスを必要とする方ほど高くなっています。一方でバスを利用しない理由として、「走行経路を知らない」「時刻表がわからない」という意見が多数あります。年齢層によって、情報提供媒体のニーズが異なることから、ニーズに合った媒体での情報提供が課題です。

5．豊川市地域公共交通計画の基本的な方針

●将来像と基本方針

今後の豊川市の公共交通のあり方は、様々な交通手段と交通事業者、行政、ＮＰＯ、ボランティア団体、企業、大学、市民等の主体の連携が必要です。

効率的な運行計画による、公共交通だけではない移動手段の確保、直接移動ニーズより、つながりを重視した持続的な交通ネットワークにより、住みよく、移動しやすいまちを目指していきます。

そこで

基本方針①

各公共交通が連携し、それぞれの役割に応じた、効率的かつ持続可能な公共交通網の構築

基本方針③

様々な視点からの路線構築及び既存の形態・主体に捉われない移動手段の構築並びに市民行動の明確化

将来像

様々な手段と主体が連携した持続的な交通ネットワークが充実し、住みよく、移動しやすいまち、豊川市

基本方針②

わかりやすく、多様な移動ニーズに対応した地域の実情に合った路線で、それぞれの移動量に応じたサービスで運行

基本方針④

広域連携での利用促進の取組及びICT技術を活用した情報発信の強化

●公共交通体系のイメージ

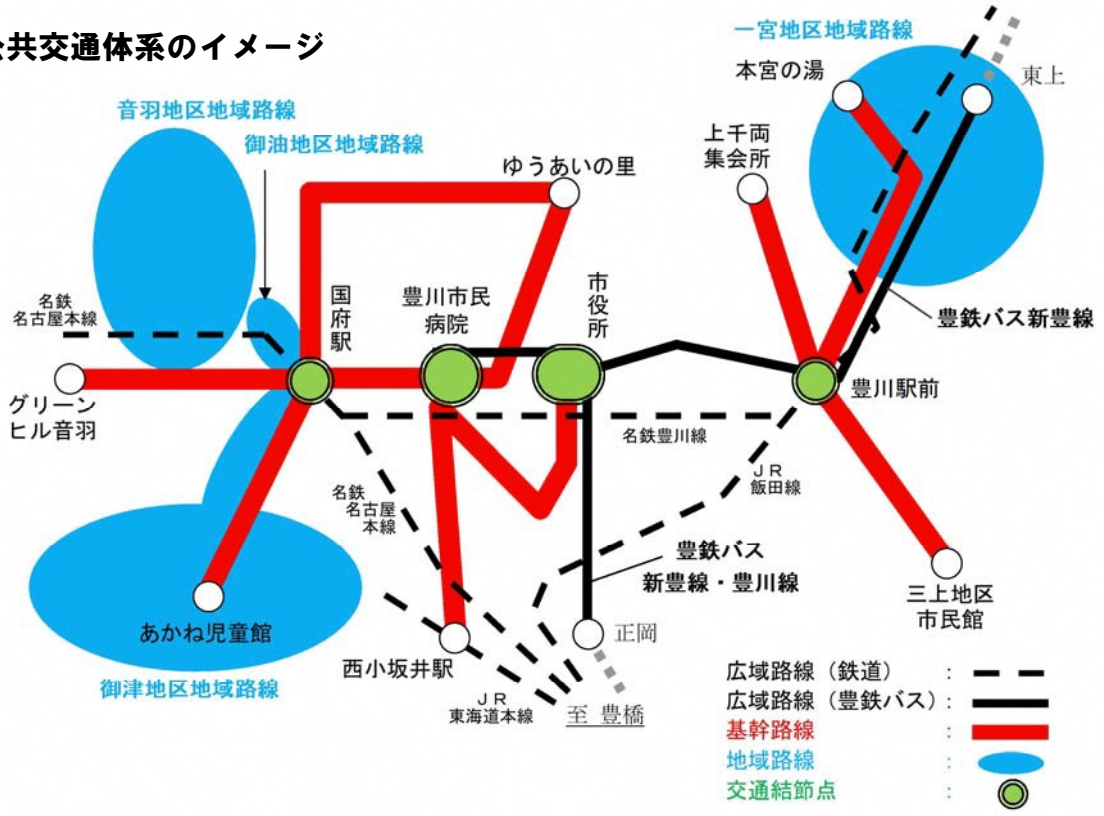

＜路線の役割分担＞

区　分	役　　割	対　象
広域路線	市内と市外を結ぶ路線で、広域的な移動の役割を担う路線（必要に応じて、路線の一部区間を基幹路線の役割と併用・分担） 鉄道と民間バス事業者が主体となって運行	・ＪＲ東海道本線・飯田線 ・名鉄名古屋本線・豊川線 ・豊鉄バス新豊線・豊川線
基幹路線	地域の拠点を相互に連絡する役割を担い、市内の交通結節点と主要施設を結ぶほか、広域路線への接続を担うバス路線 行政や交通事業者が主体となって確保	・ゆうあいの里八幡線 ・千両三上線 ・小坂井線 ・一宮線 ・音羽線 ・御津線
地域路線	小中学校区のエリア程度の地域内を運行し、広域路線や基幹路線の交通結節点への接続を担うバス路線 地域が主体となって確保	・音羽地区地域路線 ・御津地区地域路線 ・一宮地区地域路線 ・御油地区地域路線
タクシー	鉄道やバスが運行していない地域の輸送、早朝や深夜の時間帯の輸送など、個人のニーズに応じドア・トゥー・ドアで面的な輸送を担う路線 タクシー事業者が主体となって運行	・豊鉄タクシー ・豊川タクシー ・東宝交通
交通結節点	異なる公共交通手段や路線の乗換のための役割を担う場所 行政と交通事業者などが協力して、乗換空間を確保	・市役所や各支所付近 ・市街地の主要施設 ・主要な鉄道駅

6．豊川市地域公共交通計画の区域と計画期間

●区域

計画の対象区域は、豊川市全域とします。

●計画期間

『令和３年度～令和７年度』の５年間とします。

7．豊川市地域公共交通計画の目標

●基本目標　将来像と基本方針の実現に向けて、７つの基本目標を設定します。

①　市民ニーズを反映した効率的な路線体系を構築します

②　鉄道・バス・タクシーそれぞれの役割分担を明確にした公共交通ネットワークをつくります

③　わかりやすく、利用しやすい料金体系にします

④　地域拠点間や交通結節点への接続を担う路線（基幹路線）は行政が主体で確保する路線とし、地域で必要な路線（地域路線）の運行確保は、地域主体とします

⑤　まちづくり施策、観光施設や隣接市との連携を強化し、市民が住みよく、市外からの来訪者も利用できる路線とします

⑥　福祉施策等と連携し、地域特性や需要に応じた交通システムまたは市民自ら移動手段の確保に取り組むための環境構築を図ります

⑦　公共交通利用促進につながる様々な取組を行います

●数値目標　目標の達成度を測るため、５つの数値目標を設定します。

目　標			令和元年度実績	数値目標	
				令和5年度	令和7年度
目標１	公共交通機関利用者数	合　計（鉄道以外）	９８０,７７１ 人/年	９０８,５００ 人/年	９８０,０００ 人/年
		コミュニティバス	１０１,６０４ 人/年	９３,５００ 人/年	１００,０００ 人/年
		豊鉄バス新豊線･豊川線	３９８,０５６ 人/年	３７０,０００ 人/年	４００,０００ 人/年
		豊川市内タクシー	４８１,１１１ 人/年	４４５,０００ 人/年	４８０,０００ 人/年
	主要な鉄道駅の１日あたりの乗車人数（人）		２０,３７５ 人/日	２０,０００ 人/日	２０,０００ 人/日
目標２	コミュニティバス年間収支率（利用者負担率）		１１．９%	９．７%	１０．０%
目標３	コミュニティバス行政負担額		１１１,３４３ 千円/年	１２２,１１６ 千円/年	１２６,６６７ 千円/年
目標４	市民移動手段の公共交通分担率		８．１%	８．４%	－
目標５	バス停・駅勢圏等カバー率		６５．４%	６５%	７０%

８．目標を達成するために行う事業及びその実施主体

目標達成のための１１の事業について、順次進めていきます。

事業項目＼スケジュール・年度		主な内容と実施スケジュール R3	R4	R5	R6	R7	実施主体 豊川市	地域	交通事業者
公共交通路線関連事業	① 基幹路線の改善・運行	移動ニーズへの対応					●		●
	② 地域路線の改善・運行	移動ニーズへの対応					●	●	●
	③ 交通結節点の整備	ベンチ等の整備					●		●
利用促進関連事業	④ バス停の待合環境改善	ベンチ等の整備					●		●
		バスロケーションシステム導入等					●		●
	⑤ 新たな料金体系制度の導入	料金体系の一体化					●		●
	⑥ 新たな料金支払方式の導入	定期券導入					●		●
		QR コード決済等導入					●		●
	⑦ 公共交通案内の充実	時刻表等の作成					●	●	●
		乗換案内の充実					●	●	●
		バス誘導サイン等の充実					●	●	●
	⑧ 周知・広報活動の実施	ホームページ、チラシ、ポスター等による周知、イベント開催・啓発					●	●	●
	⑨ 利用促進活動等の実施	イベント実施等					●	●	●
	⑩ 事業評価の実施	乗降調査等の実施					●	●	●
		事業評価の実施					●	●	●
その他事業	⑪ 新規移動手段の導入検討	デマンドタクシー実証実験の検討					●		●
					ボランティア輸送制度等の導入検討		●	●	

ただし、「⑨ 利用促進活動等の実施」は東三河地域公共交通活性化協議会でも実施。

公　共　交　通　路　線　関　連　事　業

①　基幹路線の改善・運行

＜実施主体：豊川市、交通事業者＞

●市民アンケート調査や利用者アンケート調査の結果を踏まえ、移動ニーズに合致した効率的な運行ルート、ダイヤに見直すとともに、現行の経費の範囲内で運行本数の増便を図ります。

●立地適正化計画における都市機能誘導区域・居住誘導区域を意識した運行ルートに見直します。

路線見直し（令和３年１０月予定）のイメージ図

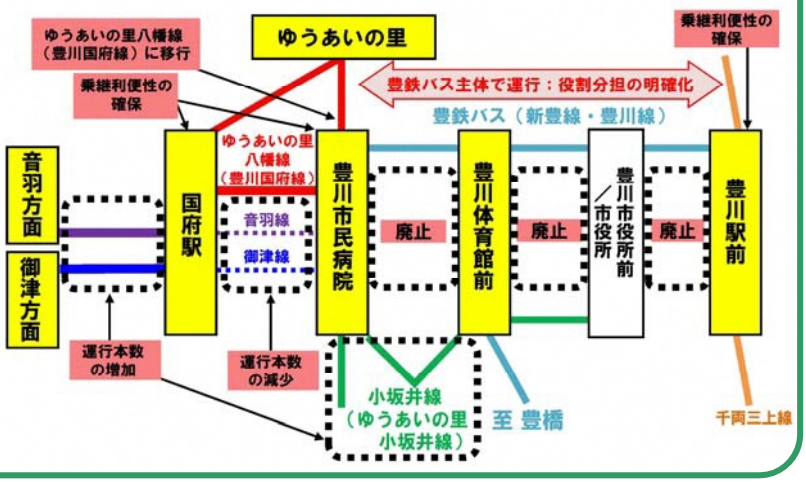

②　地域路線の改善・運行

＜実施主体：豊川市、地域、交通事業者＞

●地域住民が移動手段の必要性を認識し、その確保と活用に向けた地域住民の主体的な取組により、運行を実施します。

【地域の役割】

- 地域協議会の立ち上げ、地域協議会が主体となった地域路線の検討
- 継続的な地元意見の収集・集約、関係機関との意見交換会の実施

【行政の役割】

- 積極的に取り組む地域に対する情報提供や助言
- 運行経費の負担などに関する調整
- 地域路線の運行に必要な事務手続き、関係機関との調整

行政、交通事業者、
市民･地域･利用者の役割分担

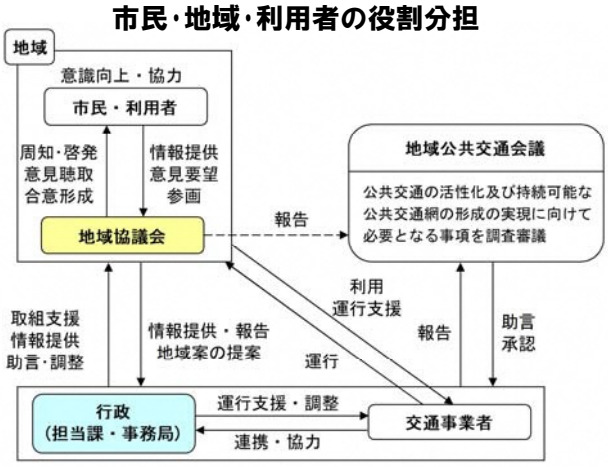

【運行事業者の役割】

- 行政とともに利用しやすい路線を提供
- 安全運転
- 利用の状況等、路線の評価や利用状況に関して積極的に参画

【地域公共交通会議の役割】

- 地域路線及び市域全体の公共交通ネットワークの利便性向上に向けた助言、審議、承認

③　交通結節点の整備

＜実施主体：豊川市、交通事業者＞

●交通結節点では、乗継による待ち時間が生じるため、ベンチ、屋根などの整備を進め、乗継負担の軽減及び利便性の向上を図ります。

利　用　促　進　関　連　事　業

④　バス停の待合環境改善

＜実施主体：豊川市、交通事業者＞

●バス停におけるベンチ、屋根などの整備を進めるとともに、バスロケーションシステムの導入を検討し、バス停からバスの運行状況を確認できる体制を構築します。

⑤　新たな料金体系制度の導入

＜実施主体：豊川市、交通事業者＞

●市内バスの料金体系を、より一体的でわかりやすくします。また、広域路線、基幹路線、地域路線間の乗継に際して、利用者負担の軽減に資する割引を導入します。

⑥　新たな料金支払方式の導入

＜実施主体：豊川市、交通事業者＞

●定期券、IC カード、QR 決済等の新たに利用しやすい料金支払方式を導入し、利用者の利用頻度向上と、新規利用者獲得を図ります。

⑦　公共交通案内の充実

＜実施主体：豊川市、地域、交通事業者＞

●各種媒体で公共交通に関する時刻表や運行ルート情報を作成するなど、公共交通案内の充実を図ります。

⑧　周知・広報活動の実施

＜実施主体：豊川市、地域、交通事業者＞

●公共交通に関する取組や施策について、各種媒体を用いて周知・広報活動を実施し、利用促進を図ります。

ホームページでの
豊川市コミュニティバスの案内

⑨　利用促進活動等の実施

＜実施主体：豊川市、地域、交通事業者、東三河地域公共交通活性化協議会＞

●利用促進イベント等の実施により、公共交通の利用意識向上を図るとともに、公共交通の車内衛生環境の向上や運転手不足の解消につながる取組を実施します。

⑩　事業評価の実施

＜実施主体：豊川市、地域、交通事業者＞

●計画や基幹路線・地域路線の評価を行い、改善や目標達成に向けた利用促進を行います。

⑪　新規移動手段の導入検討

＜実施主体：豊川市、地域、交通事業者＞

1）デマンドタクシー実証実験の検討

●新しい移動手段としてデマンドタクシー導入の可能性を調査、検討します。

2）ボランティア輸送制度等の導入検討

●地域の状況に応じて、介護保険制度による移動サービスの導入について検討します。

●引き続き福祉自家用有償運送に取り組むとともに、(例)ボランティア輸送の導入に積極的な地域に対し、車両購入補助等の仕組みの構築を検討します。

９．達成状況の評価

（１）ＰＤＣＡサイクルの構築

事業は、ＰＤＣＡサイクルを行いながら推進していきます。

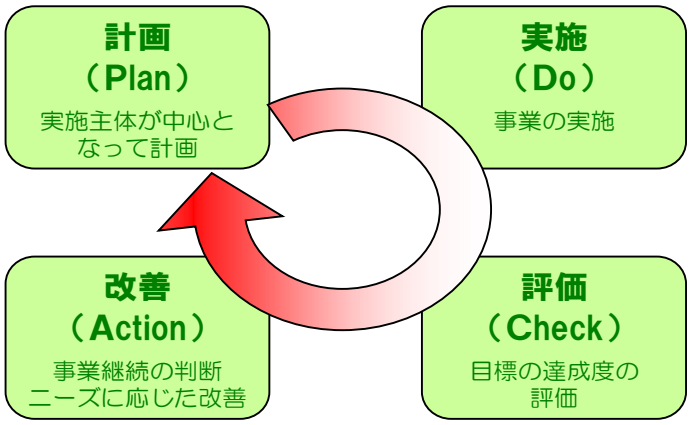

（２）評価スケジュール

事業期間におけるＰＤＣＡサイクルは、以下のスケジュールで実施します。

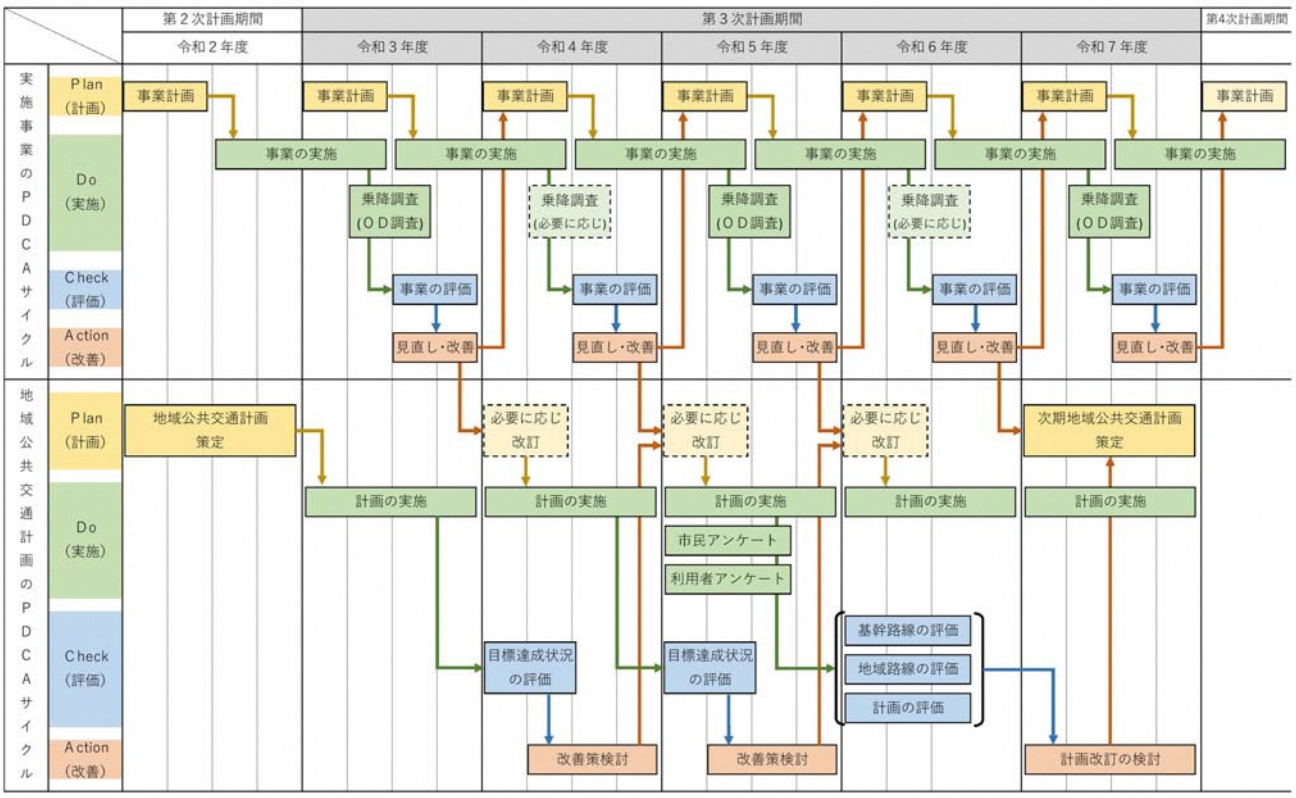

（３）事業の推進体制と進捗管理

●事業の推進と進捗管理は「豊川市地域公共交通会議」において行います。

●事業の推進にあたっては、各事業の実施主体が役割に応じて連携し、責任をもって協働しながら行います。

●事業の進捗管理は、評価スケジュールに基づき行います。

＜お問い合わせ＞

豊川市　市民部人権交通防犯課　公共交通係
（豊川市地域公共交通会議　事務局）

電話：0533-89-2149（直通）　ＦＡＸ：0533-89-2125
Ｅメール：jinkenkotsu@city.toyokawa.lg.jp
ホームページ：http://www.city.toyokawa.lg.jp/